



平成 28 年 6 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社ユニマツト リタイアメント・コミュニティ
代表取締役名 代表取締役社長 中川 清彦
(JASDAQ・コード 9707)
問い合わせ先 常務取締役管理本部長 寺坂 淳
電 話 番 号 03 (5413) 8228

内部統制システム構築の基本方針の一部改訂のお知らせ

当社は、平成 28 年 6 月 21 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改訂することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会を定期的に開催して、取締役が相互に職務執行の法令・定款の適合性を監視するための十分な体制を構築する。
 - (2) 企業理念、「コンプライアンス・リスク管理規程」を定め、これに基づいて、当社及び当社子会社の取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をする。
 - (3) コンプライアンス体制の強化を図るため、事業部門及び管理部門とは独立した組織である内部監査室による監査及び「内部通報規程」に基づき、当社及び当社子会社における法令違反行為、社内規則違反行為等を通報し、コンプライアンス・リスク管理委員会でその調査をおこない、迅速かつ適切な対応をするとともに、内部統制上の問題の是正及び予防に努める。
 - (4) 当社及び当社子会社の社内で発生する事故をレベル別に管理し、緊急連絡網に則り迅速に対応する。
 - (5) 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法及び関係法令並びに東京証券取引所規則との適合性を確保するため、内部統制委員会を設け、その結果を評価し取締役会に報告する。
2. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「文書管理規程」に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。
取締役は常時当社及び当社子会社のこれらの文章等を閲覧できる。
その他重要な内部情報等については、「機密管理規程」に基づき、管理をおこなう。
3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、当社及び当社子会社における業務遂行を阻害する損失の危険を予防し、企業価値の保全を図る。
 - (2) 取締役会は各事業における施設、品質、情報セキュリティ等、経営に関わるリスク管理を統括する。
取締役会は、全社的にリスクを評価して対応を決定し、統制すべきリスクごとに責任部署を明確化して効果的な統制活動をおこなう。
 - (3) 経営に重大な影響を与えると思われる事態が発生した場合（危機時）、取締役会は、取締役の中から対策責任者を任命し、対応を指揮するとともに、その状況を適宜取締役会に報告する。その他、臨機応変に対応することができるようにするため、予め、リスク管理レベル及び緊急連絡網を整備し周知する。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、会議を開催して、環境変化に対応した当社及び当社子会社の将来ビジョンと経営計画を策定し、中期経営計画を具現化するため、毎期、業績目標を設定して全社に周知徹底する。当社及び当社子会社の設備投資、新規案件については、中期経営計画の目標達成への貢献を基準に、その優先順位を決定する。同時に当社及び当社子会社に係る効率的な人的配分をおこなう。
 - (2) 取締役会は、会議を開催して、当社及び当社子会社の月次の業績及び目標に対する評価・分析をおこない、必要に応じて対策をおこなう。
 - (3) 経営と執行を効率的におこなうため、執行役員制度を導入するとともに、有効な「職務権限規程」・「稟議決裁規程」を定め、業務執行組織を運営する。
 - (4) 経営の迅速化と機動性を確保するため、ITの活用体制を整備する。

5. 当社及び当社子会社における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社及び当社子会社の事業経営・管理については、「関係会社管理規程」に基づいて、各社の経営成績及び財務の状況を確認するとともに、業務の適法性、妥当性及びリスク管理などの状況を把握する。また、関係会社の重要事項については、機関決定する前に、当社の取締役会の承認を得るものとする。
 - (2) 内部監査室は当社及び当社子会社に対する監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。
 - (3) 当社は、当社及び当社子会社全体にとって重要な事項については、当社子会社から適切に報告を受け、当社子会社の規模等に応じて当社への報告の手續・内容等を定める諸規定を設け、かつ、担当部署を設置して適切な指導・助言をおこなう。

6. 監査等委員会の職務を使用人に関する事項及びその独立性に関する事項
当社は監査等委員会の求めに応じてその職務を補助するための使用人（以下「補助使用人」という。）を任命する。その任命にあたっては取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するため、監査等委員会と事前に協議をおこなう。

7. 監査等委員会の補助使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
監査等委員会は、補助使用人の人事異動について、事前に人事担当役員より報告を受けるとともに、必要がある場合には理由を付してその変更を人事担当役員に申し入れることができる。また、補助使用人を懲戒に処する場合には人事担当役員は予め監査等委員会の承諾を得る。加えて、補助使用人はその業務を執行するに当たって、専ら監査等委員会の指揮・命令に服する。

8. 当社及び当社子会社の取締役、監査役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びにその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社及び当社子会社の取締役は監査等委員会に対して、取締役会等の重要な会議における決定事項、法定事項のほか、コンプライアンス等の内容を随時報告する。
 - (2) 当社及び当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定及び規程に定められた事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、監査等委員会から報告を求められた事項について速やかに当社監査等委員又は監査等委員会に報告する。
 - (3) 内部監査室は、事業部門及び管理部門とは独立した組織として、内部統制の観点から、各部門の業務の適法性及び妥当性並びにリスクの存在の有無について監査を実施し、監査結果を監査等委員会に報告する。
 - (4) 当社及び当社子会社の内部通報事務局は、当社監査等委員会に内部通報の状況について定期的に報告する。
 - (5) 当社及び当社子会社は、上記の報告をおこなった取締役、監査役及び使用人に対し、当該報告をおこなったことを理由として、不利な取扱いをおこなうことを禁止する。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の遂行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について、会社に対し、費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明できた場合を除き、これを拒むことができない。
10. その他監査等委員会の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
- (1) 監査等委員会から選定された監査等委員は、あらゆる会議への出席権限を有する。
 - (2) 監査等委員会の取締役及び使用人に対する調査・是正権限を具体化する体制を整備する。
 - (3) 監査等委員会は、内部監査室、事業部門、管理部門との連携を図るとともに、会計監査人からも会計監査の内容について説明を受け、情報の交換をおこなう等連携を図る。
 - (4) 監査等委員会が監査の実施にあたり必要と認めるときは、会社は公認会計士、弁護士等の外部専門家との連携が取れる環境を整備する。
 - (5) 監査等委員会は、内部統制の整備状況や運用状況等を把握し、内部監査部門に対して、必要に応じて指示・改善を行う。
11. 反社会的勢力排除に向けた体制
反社会的勢力との関係排除については、社会的責任及び企業防衛から「コンプライアンス・リスク管理規程」に明記し、反社会的勢力に対して一切の関係を拒絶するとともに、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的に対応をおこなう。

以 上